

第7回 国立市保育審議会

日 時 平成28年4月19日(火) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階 第3・第4会議室
出席委員 委員 10名
(新開 よしみ、竹内 幹、和田 美佳、川田 あゆみ、北島 健太郎、
福島 美智子、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり、近藤 佳子)

内 容 1. 公立保育園の民営化についての基本的な考え方
2. その他
・日程について

第8回 平成28年5月10日(火) 午後7時00分～

場所：市役所2階委員会室

【会長】 それでは、定刻となりましたので、第7回の国立市保育審議会を開催いたします。

早速ですが、配付資料の確認と本日の進め方について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 皆様、こんばんは。保育事業推進担当係長でございます。座ったままで失礼させていただきます。

それではまず、本日の配付資料についてご説明させていただきます。本日の配付資料につきましては、次第の次に、資料、右上の第7回資料1と書かれた国立市保育審議会答申(素案)、それから資料2といたしまして、現在4園で実施しております民営化の保護者アンケートの用紙です。それから資料3といたしまして、今週土曜日、4月23日に開催予定の答申素案にかかわる保護者説明会の開催についてのお知らせ文を置かせていただいております。それから最後に、資料4といたしまして、現在、委員より当日ご提出いただきました意見につきまして、公立保育園民営化の方法と見解として、第6回追加資料とさせていただいたものの4点を配布しております。

このうち、資料1の答申(素案)につきましては、先週金曜日の夜になってしまいましたけれども、メール等で事前に送付させていただいたものでございます。本日、改めて配布させていただいております。

資料の不足等があればお申し付けいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本日の進め方について説明させていただきます。本日の議題は、審議会答申(素案)についてでございます。まず、資料1の保育審議会答申(素案)の内容について、大きな項目ごとに説明をさせていただきますので、委員の皆様におかれましては、その大きな項目ごとに答申の内容についてご審議いただきたいと思いますと考えております。

また、今後のスケジュール等につきましては、議題のその他のところで説明をさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。本日も、ご審議よろしくをお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

資料1の答申(素案)ですね、これについての審議が本日の議題となりますので、よろしく願いいたします。大きな項目ごとについてということなのですが、めくっていただくと目次がございませ

て、1番、公立保育園の民営化についての基本的な考え方、2番、公立保育園の民営化の方法について、3番、提言とありますので、この1項目ずつご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、こちらのほうからご説明させていただきます。

まず初めに、大きな項目の1、基本的な考え方についてご説明させていただきます。

まず、3ページをご覧ください。1の(1)として、背景でございます。こちらは、貧困に苦しむ子育て家庭への支援が求められていること、それから増加する保育事業への対応や、就労形態の多様化への対応、それから質の高い幼児教育の実施など、保護者の保育ニーズに応える保育サービスを提供することが求められていること。特に待機児童の問題に触れて、保育環境を整えることが市全体の課題であり、保育水準を担保することを前提に、公立、私立を区別することなく市民ニーズに応じた保育サービスの提供に取り組む必要があることを記述しております。

次に4ページをご覧ください。(2)の目的でございます。国立市は、保育の実施主体として、様々な保育行政の課題に対応し、市全体の保育サービスの質の維持向上を目指すとともに、子育て支援施策の充実に向けた取り組みについても責任をもって推進しなければならないとし、実績ある保育士の人的資源を、保育園以外の子育て支援施策に活用していく必要や、将来世代にわたって持続可能な保育環境を提供し続けていくためには、公的サービスの固定化した概念の殻をやぶり、社会背景に即した保育の提供システムを再構築する必要があるとしております。

よって、現行の公立保育園のサービス水準を維持することはもとより、公立保育園の民営化のシステム構築により生み出される人的資源、財的資源を最大限活用することによって、子育て環境のさらなる充実を図っていかねばならないと記載しております。

続きまして、5ページをご覧ください。(3)になります。(3)では、国立市が抱える保育行政の課題として、5つの課題に整理しております。

①として待機児童解消、②といたしまして一時預かり事業の拡充、③といたしまして養育が困難な家庭に対する緊急保育の実施、④といたしまして病児・病後児保育の充実、⑤といたしまして長時間延長、休日・年末保育、⑥といたしまして発達が気になる子どもとその家庭への支援、⑦といたしまして在宅で子育てを行っている家庭を孤立させない地域子育て支援、⑧として災害時・緊急時の対応、⑨として成長段階に応じた幼児教育の充実、この9つを記載しております。

次にいきまして、7ページです。7ページからは、(4)といたしまして、公立保育園の民営化にあたっての視点でございます。(2)で目的を記載しておりますので、その民営化に当たって留意事項など、保育内容の項目を視点として整理しております。

①では、保育サービスの活性化と質の向上といたしまして、保育の質の担保と向上、それから事業者の理念・特色を生かした保育サービスの向上、それから健康管理・安全管理の徹底、職員研修や人材育成等の充実、保護者ニーズへの迅速な対応について記述しております。

9ページは②でございますけれども、②は行政運営上の効果といたしまして、財政的な効果について記述しております。

10ページでございます。③は民営化のプロセスといたしまして、ガイドラインの作成、事業者の選定、運営主体、引き継ぎについて記述しております。

続きまして、11ページでございます。④では、民営化における総体的な視点及び留意点といたしまして、民営化効果の子育て支援への最大活用、それから「子どもの最善の利益」の追求と質の高い保育の実現、保育園間連携、それから適正な職員配置と人材の確保・育成、民営化後の責務、これら

の項目について記述をしております。

13ページからは、(5)といたしまして、公と公立保育園が果たすべき役割について記述をさせていただきます。①は公として果たすべき役割です。市は保育の実施主体として、市全体の保育サービスの質の維持向上を目指すとともに、保育園のみならず、子育て施設等の関係機関の連携のもと、子育て支援の充実に向けた取り組みについても責任をもって推進する必要があるとし、待機児童の解消を最重要課題として、早急に解決すべき課題としております。

②は、公立保育園として果たすべき役割です。これまで実績を積み重ねてきた保育園の人的資源を生かすことが大切であること、公が責任をもって取り組むべき役割については、一部の公立保育園にその中核的機能を持たせること、セーフティネット機能の確保、これは緊急対応として公立保育園が担う必要があること、子育て支援施設などあらゆる資源と連携し、公立保育園も地域全体で支援するネットワークの一員として役割を担っていくことなどを記載しております。

以上が、駆け足ですが、大きな項目の1、基本的な考え方の内容になります。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

事前に資料を配付されていると思いますので、お目通しいただいたと思います。3ページから14ページまでの基本的な考え方のところについてご意見をいただきたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

【委員】 質問ですが、この答申は、私たちがつくるものではないのですか。事務局がつくられた感じがあって、これまでの資料をそのままコピーして持ってきたように思えたのですけれども、こういうのって、諮問された私たちがつくるものなのではないかと、率直な疑問です。

【会長】 これは素案ということで、事務局がまとめてくださったということで、私たちが回答すべきもの、作成すべきものだと、私は考えておりますが。

【委員】 これに入れていくと。

【会長】 そうですね、はい。

【委員】 ありがとうございます。5ページ目の文章は会長の意見なのでしょうか。この文章というのは。

【会長】 いえ、全く私も、皆さんと同じで、これは事務局がつくったもので、こういうのは、形式的なものだと私は理解して、名前が載っていても、特に自分で、全く一文字も書いておりません。

【委員】 今までの話された意見が全然入ってなくて。

【会長】 これが、審議会という視点も問題なければ、別に個人名が私も入って、1人でつくってこういう気もございませんので、事務局、いかがでしょう。ここの書式の。

【事務局】 前段の、答申に当たって、通常の、会長にお願いすることだと思います。ただ、今の段階では、基本的な諮問について、そういったことをしましたということで、前提事項を入れただけです。これは、皆さんご審議いただいて、最終的に、この内容がまとまった時点で会長から文案とかも中で話し合っ、これがまとまるという作業になります。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 委員、いかがですか。

【委員】 そうすると、日本語的に修正したい場所をたくさん見つけたのですが、これについては本日は考えないということでしょうか。

【会長】　そうですね。内容で、私も気になったところはいっぱい。赤字入れております。

【委員】　わかりました。1ページずつ見ていくという形ですか。1の中でという感じでしょうか。または、例えば2ページ気になるところがあるといった形で進めていけますか、どうやっていきますか。

【会長】　1ページずつやったほうがやりやすそうですか。内容的に書かれていること、文言を確認していくというよりは、基本的な考え方で間違っているところとか足りないところを言っていただいたほうが。ここは不適切な表現であるとか、ここはこういう書き方をしてほしいとか、考え方のところですから。

【委員】　大まかな方向性が合っているのかどうかという。

【会長】　そうですね。

【委員】　じゃ、言ってもいいですか。

【会長】　はい、お願いします。

【委員】　3ページですが、一番下から2行目の「民営化により得られる効果」というのを、効果はいろいろあると思いますが、かなり経済的効果に重きが置かれる民営化かなと思うので、そういう文言が入ってもいいのかなという気がしました。全てまとめて効果ですけれども、人的な保育士さんがいるんなところに行けるという効果もあるし、民営化によって得られたお金をいろいろなところに使えるということが明記されないといけないかなという気がしました。

【会長】　はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、今のご意見ですが。ご賛成いただいたということで、背景には、こういった財政面でも効果があるのだということ、この背景の中にも記述していくという、盛り込んでいくということで、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにはありますでしょうか。

【委員】　3ページの続きですが、下の「最大限活用できるよう努力」というのが、例えば何をするのかというのが示されていると、保護者としてはわかりやすいかなと思います。

【会長】　事務局のほうは、具体的に何ができるということは明記できそうでしょうか。

【事務局】　努力ということでしょうか。

【会長】　はい。

【事務局】　今、前段の委員さんからご指摘あった効果というのが、財、あるいは人的な部分も含めいろいろ要素を含んでいると思いますので、それが行政にとって、それを、こっちに言われるような最大限活用できる努力ということで、それは今言った絡みで具体的なことというのは明記できると理解していますけども、そういうことの内容でいいのではないのでしょうか。

【委員】　そうですね。切り込んだ内容がないと。

【会長】　行政課題が5、6ページにありますけど、こういったことに。

【事務局】　今お話がありましたように、民営化で得られる効果というのは、財といったときに、財源も1つではありますが、あと人的資源といいますか、人の財というのも当然あります。あとは、これまで培ってきた保護者と子どもに対する保育スキルですとか、そういうものも、その他の子育て支援のほうに最大限活用する。当然、子育てサービスはその課題に出ているようなニーズの広がりがありますので、そちらを事業推進していく際には、財というのは人も含め、お金も含めたことで、最大限活用していくという意味合いですので、今言ったような課題というのを、全部を列挙はできませんが、表記をして入れていくことは可能であると考えております。

【会長】 人的なものも、資源も含めて、今までの保育のスキルであるとか、もちろん財源的なところも行政が抱えている課題に充てていくということによろしいですか。

【事務局】 例えば、4ページの目的のほうでも、保育士の人的資源と、こちらでもこういうことを表記していますので、あまり重複する表現というのはいかがかなというのはございますので、背景のところ、そこまで詳しくやるかどうかというのは、またこちらでも検討させていただければと思います。

【会長】 なるほど。そうしたら、目的のほうにしっかり書いていただいたほうがいいかもしれないですね。背景としては、今後努力しなければいけない状況にあるということで、具体的にどういう目的でどういう方向に行くかということ、そのあたりを入れていただくということによろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。この部分だけじゃなくて、全体を通して。14ページまであるので。委員、何かありますか。

【委員】 とりあえず、流れで順番にお願いいたします。

【会長】 じゃ、背景、目的。

【会長】 はい、わかりました。背景があり、目的があり、行政課題があるという6ページまでよろしいでしょうか。

【委員】 ここで新たに審議されるのも時間的に厳しいかと思うのですが、ここは、公立保育園の民営化を考えている会なので、幼稚園のことが出てこないのは当たり前かと思うのですが、幼稚園も働いている保護者の方というのはとてもたくさんいらっしゃって、川上先生も、前におっしゃっていましたが、一時預かり事業の拡充のところ、これでは1施設6人以上の枠ということしか書いていないので、これでは全然足りないのですが、例えば他の市の例、練馬区とかでも、幼稚園とかをバスで回って、1つの支援センターなんかで夜の預かりができるとか、あるいは夏休みでも預かり保育をやっている幼稚園もたくさんあり、まだ実施していない幼稚園もあるので、そういったところのお子さんが預かっていたりするような場をつくってほしいと、ここで言うてもしょうがないのですが、そういった形の、保育園に入れないお子さんがたくさんいらっしゃる中で、幼稚園を選択したのではなくて、仕方なく幼稚園に行って、そこで働くという選択をされた方、あるいは幼稚園に行って時間ができたから働きたいというふうになって働く方もたくさんいらっしゃる、そういった方への支援というものを考えてほしいなという気持ちがあります。

それで、ここに入れる文言として、一時預かり事業とはまた違うかもしれないですが、何か考えていたらなというのがあって、今すぐ入れられないかもしれないですけど、ここで言うておきたかったので言わせてください。

【会長】 ありがとうございます。これは、一時預かりだけじゃなくて、9番の幼児教育の充実であるとか、7番の孤立させない地域子育て支援であるとか、幼稚園も含めて、この審議会で何度も、保育園だけの話ではなくて、保育園に行っていない子どもたち、在宅の子どもたちも含めた国立市の保育のシステム、子育て支援システムをどうしていくかということ、しっかり公として考えてほしいということがあったと思いますので、今ある資源として幼稚園、あるいは子育て広場とか、さまざまなものが互いに連携しながらやっていくということは、どこかに入れてほしいということがいい

ですか。

【委員】 そうですね、はい。

【会長】 いろんな課題を解決するときにもそうですし、今後、よりよく、目的のところに入るかもしれません。

今のご意見、よろしいでしょうか。幼稚園なども一緒に協働しながらということで。

今、6ページまでできました。7ページから、民営化に当たっての視点ということで、7、8ページ。

【委員】 すいません、1点だけいいですか。

【会長】 はい。

【委員】 ⑥に発達が気になる子どもとその家庭への支援という、6ページにあると思うのですが、戻ってすいません。そこで、発達が気になる子と障害をもともと持っていらっしやる知的だったりする部分は、多分別だと思えます。そこがちょっと書かれていなかったのも、どこかに入れておかないといけないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【会長】 そうですね。言い方が難しいですけども。

【委員】 表現をあまり限定してしまうのも、よくないのでは。

【委員】 今、民営化をどうするか的な話なので、そこは後でいいと思います。それをやり出すと終わらないので。

【委員】 はい。

【副会長】 すいません、ごめんなさい。あんまり時間ないので、むしろ、このまま新開さんの名前で民営化に積極的に取り組まれて、ここをどうするか、そっちのほうが重要だと思うので、そっちにいきましょう。

【会長】 細かい記述ではなく、大きなところでよろしくお願いします。

では、7、8ページはいかがでしょうか。まず、民営化に当たっての視点で、保育サービスの活性化と質の向上ということが書かれておりますが、こちら、何かございますか。委員、お願いします。

【委員】 保育の質の向上ということで、市と事業者が保育事業をどのように進めていくかということがありまして、「これを市の全体の保育課題とすることができる仕組みや機会をつくるのが大切である」ということで、ここで、先日、小平の園に視察に行きました。その感想も含めてですけども、そこでは公立の保育園が、ゼロ歳児はあまり行っていないとか、あと幼児の数も、4歳、5歳は30人ということがありましたが、国立では、公立の保育園のほうがゼロ歳児保育、産休の引き下げも園長保育も障害児も、いろいろな部分で、幼児も24人、22人という基準づくりをしておりまして、それを土台にして民間の保育園のほうもできてきたという部分があると思う。

そういうことも含めて、国立市の保育のガイドラインみたいなものをきちんとつくれたらいいかなということを提案したいと思っております。保育の質の担保の部分で、それを今提案したいなと思います。

その後も、後のほうに、④の保育園連携というところがあり、そこに向けてもまたお話ししますが、そのような保育のガイドラインみたいな、国立市の保育の質のガイドラインみたいなことをここできちんとつくっておくということを確認できると、担保としてなるかなと思います。

【会長】 それは、誰がつくるの。

【委員】 それは、私としましては、これから連携ということがありますので、その連携となる私立の保育園や公立の保育園、できれば幼稚園も入ったり、あと私立保育園の保護者さん、公立保育

園の保護者さんで、市の事務局と一緒にという形で連携してできた、ほかの市でも例がありますので、そんなことができたらいいかと思います。

【会長】 民営化の前に、その民営化に向けてのガイドラインをつくるというのはここに書いてあるのですけれども、その後の市の保育のガイドラインをつくりたいです。

【委員】 その後になるのか、それとも並行という形になるのか。ここでは、民営化のガイドラインですよ。

【会長】 そうです、その話。

【委員】 保育の質のガイドラインも、この担保というところできるといことがこの中に盛り込まれると、確実に今後つくっていきけるのではないのでしょうか。

【会長】 ちょっとわかりづらいですが。諮問の中身と少しどうなのだろうと思うのですが、いかがですか、今の。

【事務局】 今のご説明は、以前、内部としてつくった勉強会の資料があります。いわゆる公立4園が合議制でやっていて、それを1つのいろんな細かな、どういった保育をやってきたかと、そういったことをまとめたいと、ちゃんとした公式なもの。それを引き継いでほしいという、多分、そういったお話ではないかなと。

【委員】 そうです。そこできちんと。

【事務局】 このガイドライン、民営化の、いわゆるいろんな保育基準とか、やや質が違うのかなと思うのですけれども。

【委員】 ただ、ここで民営化のガイドラインのときにも、その保育のガイドラインは、ある程度質の担保という点できちんとつくっておくべきだと考えます。

【事務局】 それは、例えば今後、そういったことも行政でも課題と思って取り組む1つの形だと思いますので。ここに答申をしていると……。

【委員】 ニーズは間違っていないと思うのですが、ここに入れるべき文言とか、そういうテーマかと言われると、ちょっと違う気がします。

【委員】 きちんと文書として残しておくということが、確実にできるということにつながるかなと。

【委員】 そうですね。線を引っ張りたいたいはわかりますし、求めている内容も間違っていないと思いますが、それは、民営化に対する賛否という、答申のほうなのかというのは、趣旨が違うのかなという印象は受けます。

そのニーズが得られなければ、民営化の園ができないわけではない、ないというか、難しいです。

【副会長】 そういう非常に大事な、まさに当事者の1人としているときには、おそらく文書をつくってきて、これを入れてと書く段階なので、そういうのを持ってきていただかないと、二、三行部分。そうしたら、もっとスムーズになると思います。

【委員】 わかりました。

【副会長】 あと、一応ここに、保育内容を引き続き検証できるように工夫することが重要と書いてある、これじゃ足りないですか。7ページの真ん中あたりに、「よって、民営化の前に、ガイドラインなどの規定を定め、事業者が」云々とある、この部分のみでは。

【委員】 このガイドライン。

【会長】 このガイドラインは、保育のガイドラインではなくて。

【委員】 ですよ。

【会長】 はい。

【委員】 現行の公立保育園が遵守している、この保育内容というところが曖昧、曖昧というか、このようなものがガイドラインとしてできるといいと思います。

【事務局】 おっしゃることはわかりますが、おそらく、保育の運営上のガイドラインですよ。民営化に行く方式に進めたときに、こういう、例えば社福にしましょう、そのときには、こういう視点を持って、こういうところもついて、引き継ぐか、渡すときには、こういったガイドラインをつくりましょうとか、先生がおっしゃっているのは、おそらく、保育の、今、公立がやってきている質を維持する日々の運営のガイドラインというようなことじゃないでしょうか。

そうすると、それをこの答申の中に詳細に入れるということはちょっと違いますので。

【委員】 ガイドラインの中身を入れるということではなくて、そういうガイドラインをつくって、それをもとに民営化していくという、そのガイドラインです。に、なるものではないのかなど。だから、ここで作っていくということの確認をして、もしするのであれば……。

【委員】 それを入れるか入れないかの話は、今まではなかったです。そのための準備段階が過去6回だと思ったのですが。

【副会長】 10ページの下に、一応、引き継ぎにあるので、これで。

【委員】 このマニュアル？

【副会長】 ええ。引き継ぎマニュアルに、もっとこんな引き継ぎマニュアルという字面ではない、保育の質にかかわる温かみある保育内容をここにしっかり書き込んでいただくというのが、一番いいのではないのでしょうか。

【委員】 そのような形として、公立保育園だけがつくるというのではなくて、私立の保育園や連携とれる中でつくっていけるというものを、ここに一緒につくっていくものとしてつけて下さるといいかと。ずっと国立市内の未就学児の施設の連携をと言っていましたので、そのような連携の組織でつくってほしいということもあわせて入れてほしい。

【副会長】 それは民営化に関連する話で大事だと思うので、いいのではないですか。要するに、これを機に市全体の公私立の保育園が連携できるシステムを一緒に行政は責任もってやりますという1行を書いてくれますよね。そういう文書は事前につくっていただけると、多分、話がスムーズだと思います。

【委員】 12ページに入れたほうが。12ページの、ここ、まだ来てないですけど、その言い方をちょっと強めの言い方に変えると、絶対やってということを目指すのがいいかなと。

【会長】 そうですね、そこで。ありがとうございます。

では、12ページの保育園間、おそらくこれは保育園間だけではなく幼稚園なども含めたということになると思いますけれども、そういった中で、保育について今までの蓄積を1つのガイドラインのような形でまとめたいということも盛り込んでいただきたいということですね。

【副会長】 おそらく委員が最初に、冒頭に感じられた話と関連するのですが、このパート1、2、3に分かれていて、提言に盛り込むのはいいのかもしれませんが、ただ、基本的な考え方、で、結論に当たるようなところがない。民営化すべきかどうかわからないですが、基本的な考え方はどの辺なのというのは、そろそろ詰めてもいい気もする。どうですか。

【会長】 これは、基本的な考え方、どうあるべきかということがまとめて入ったほうがいいとい

うことですね。こういった背景とかを踏まえて。

【副会長】 基本的には、公私、そんなに差がないという。大体、そういう緩いコンセンサスは何となく歩き出していて、それを含めるならば、保育園単体が公務員によって運営されている強い理由は緩いということになります。

とはいうものの、やっぱり保育というのはほんとうに行政の中で大事な部分なので、責任はもちます、そのためにも、私立保育園にして補助金を国と都から持ってきて、それを生かしてもっといろいろなことをやっていきたいと思いますというのがたたき台にあると思うのですが、ただ、皆さんいろんな意見があると思う。

委員ですと、やはり前回お出しになった、やっぱり反対。

【委員】 そうですね。

【副会長】 というのが強いわけですね。

【委員】 はい。

【副会長】 それはすごくわかります。あとは、合議制ではないので、非常に少数意見が大事で、ミルの『自由論』を読んでいかに少数意見が大事かと強調していますので、合議制で全員で民営化、ゴーサインがどうかとは言えないので、今言ったようなコンセンサスはあるけど大事な少数意見もあって、考慮していく、議会なり行政で考えてくれというのが、答申としては妥当な落としどころですよ。

【委員】 すいません。たくさんあるので、どこかに書いてあったかもしれないですけども、保育園の保育士さんが行政職の職員である、市の職員であるということが生かされていないかもしれないというような話があったので、今後、民営化をすることで公立保育園を手放していくとすると、全部なくなってしまったら、もう公立園と市との連携はものすごく難しくなると思います。1園でも残せればというような話もあるので、今後、もっと保育士さんたちの行政職としてのカラー、連携を強めるというようなことって、ここで少し話ができました。それはどこかに入っていたかもしれないんですけど、それは必要だなと思って、保育の質の担保と向上とかいうところとも違うし人材育成とも違うので、どこに書いていいかわからない。ただ、民営化するに当たって、ますます公立園が減るから公立保育士は減るし、けれども、残った公立の保育士さんたちは、保育だけではなくて、国立市全体の保育行政、それは幼保連携とかそういうレベルではなくて、5年後、10年後見据えた保育の展望を打ち出せる人であってほしいなと思いました。しかし、どこに書いていいかわからない。

【会長】 おそらく13、14ページに、公と公立保育園が果たすべき役割のところ、保育園というよりは保育士という部分もあるわけですね。1園でも残したい、保育園として果たすべき役割と、保育士として、行政職として、人的資源として果たすべき役割があるのではないかということで、ここを保育園だけじゃなくて保育士という視点を入れていくと、より今の委員の意見が反映されるかもしれないですね。

よろしいでしょうか、今のご意見。

【委員】 いいですか。私もちょっとよくわからないところがあるのですが、公立保育園1園残す、これは今お話のあった過程で、行政としての公立保育園につながる意味で公立保育園、中身がよくわからない。1園残すとしても、こういう形でというのは、今までのところで、今の13ページあたりのところと違うのか、具体的に見えないですね。残すべき1園がどういう形になるのか。

それは後の問題でいいのか、全くなくすわけじゃなくて1園残すという中身は、やはり行政的なつ

ながらの中で残していくと私は理解しています。

【会長】 おそらく、14ページの中核的機能とかセーフティネット機能とか調整機能というようなところでしょうか。残すべき公立保育園が果たすべき役割というのは。

【委員】 何となく抽象的でよくわからない。

【会長】 ここも、私立の保育園が果たしてくださっている役割も、もちろんこの中にほんとうはもっと盛り込んで、私立の保育園でもやっているし、今までの公立保育園でもやっていることがあって、そこでできていない部分を、おそらく残った公立保育園がぜひやるべきだというようなことで話が進んできたような気がして、私立保育園も非常にレベルの高い保育をされているので、保育の部分では格差がないという確認は何度もしましたよね、保育の中身については。

その上で、でもできていない、まだ取り組めていないことについては、公立が積極的に、あるいは公務員である保育士さんが積極的にそれを果たしていくというようなことで話し合ってきたと思いますが、そのあたりをもうちょっと盛り込んで書いていただけるということで、委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ありがとうございます。

【副会長】 1点申し上げますが、要は、これは財政改革審議会の答申に保育園の民営化が書かれていて、それを受けてというところが本音です。

それで、ちょっと注意したほうがいい、1園六、七千万とはありますから、長期的な時間の話であって、短期的には別にそこの今の公務員の保育士、市の職員として残りますから、新たに保育所運営費はかかるわけです。だから、そんなには来ない。でも、3,000万とか、そのぐらいの大台でお金がある種浮くわけですよね。

非常におもしろいのは、財政改革審議会の最終答申の頭のところに、国立市が目指すべき将来像があつて。

【会長】 9ページですか。

【副会長】 いえいえ、これはありません。

実現するにあたり必要な政策を5個挙げていて、1が生産年齢人口の確保、2が次世代を担う子ども、若者の育成、3、緑あふれる文教都市である強みを生かしたまちのブランド化、4、保育環境、子育て環境の充実、5、地域包括ケアシステムの確立で、1番、生産年齢人口の確保、2番、次世代を担う子ども、若者の育成、4番、保育環境、子育て環境の充実があるので、5個ある政策中の3つは、かなり保育園みたいな保育行政と密接にかかわってくるわけですよね。

それで、ずっと委員もそうですし委員も、我々もそうですけど、浮いたお金をどうするのかと、随分事務局のほうにも言っているけど、なかなか出てこない。もちろん、そんなにすぐにお金のことを約束できないんですけど、1にあるのは、児童福祉費の推移と、あるいは子ども1人当たりの児童福祉費の推移を見て、ちゃんとその財政効果、つまり、多めに見積もって7,000万、現実には3,000万ぐらいとかにとまると思いますが、その分、ちゃんと児童福祉費が上がったのかどうかというのは、これは突っ込むべきで、市長はそういう答申をあんまり受けたくないかもしれませんが、別に約束はできない。ただ、一応ちゃんと出ているので、数字が。事後的にそういうことも確認できるはずですよ。つまり、単にお金がないから、税金上げられないから、どこか一番ターゲットになる補助金があるところを民営化したのではなくて、ほんとうに浮いたお金でいろんなことをしているんだとい

うのは、ちゃんと入れるべきだと私は思います。

【会長】 おっしゃるとおりだと思いますが、今の5項目ですか、5項目中3項目が子どもに関することを提言されているということで、この3項目をきちんと果たしてほしいということを13ページに入れたらどうですか。公として果たすべき役割。市は、ちゃんと財政をもってこの課題を解決していかないといけない、それは果たすべき役割ですよ。

【副会長】 いや、背景に、もう財政状況をはっきり書くべきで、まず市の財政が厳しい、児童福祉費もあんまり伸び悩んでいるときに、都と国が補助金くれるというならもらいましょうということをやると。それで、子どもたちにしわ寄せいっちゃ元も子もないのだけでも、一応検討した結果、いろんな雇用の安定とか大事なところがありますけど、公私そこまで差がないのであれば、かつ保育園に行っていない子どもさん、この表を見るとたくさんいらっしゃるの、そちらに手を合わせるといえば、財政的効果はもっと前面に出しても、別にお金のために子どもを差し出すのでは決してないというのがよくわかるので、もっと財政的効果の文を、1番を冒頭に書いて、結論部分で、このお金を持った上でもっともっとやってみましょうと。決して子どもにしわ寄せをしないようにやりましょうという結論に持っていくと。ただ、現場の声として反対意見はあると、反対意見をずらっと、さすがに大まかな結論はないですけど、ちゃんと忘れないでありますというのが落としどころとしてありかなという気はしますが。

【会長】 14ページの最後に、今までの、3ページからのことを見ると、(6)になりますか、(5)があって(6)があって、国立市ではこういう方向でやっていくべきであるということ、財政面を前面に出して、反対意見がありながらも民営化を進めることによってきちんと子どもの福祉を充実させていくべきだということ、まとめさせていただくということ、よろしいですか。大丈夫ですか、これで。

【委員】 9ページの財政的な効果というものともかかわっちゃう部分というの……。

【副会長】 これは、民営化するとどれだけお金が浮くかという皮算用であって、ずっと我々最初から、浮いたお金はどこに行くのかという話をしたときに、一応児童福祉費という子どもに充てているお金の大部分があるので、そこは、この分増えないとおかしいわけですよ。全部我々が総取りする、児童福祉費に限定すべきとは言いませんが、例えば頑張って民営化、ガイドラインまで頑張ってつくって3,000万浮きました、児童福祉費は全く増えませんでしたといけないので、どのぐらい増えたのかというのを文書化することを忘れずに明記するべきだと思います。

【会長】 それは、提言に書きますか。

【副会長】 結論部分でいいのでは。

【会長】 考え方のところではなく。

【副会長】 提言でもいいですが、どちらか後でまた考えます。はっきり児童福祉費の推移にあらわれるはずだという、強く押してもいいかと。

【会長】 最初のまとめのほうにも入れて、提言にも入れるかどうかはまた検討しますか。

では、そういった形で考え方を最後にまとめて、こうあるべきだという、我々が求めている姿勢をはっきりまとめるということと。

では、大きい2番のほうに移ってもよろしいでしょうか。大きい2番、まだ説明していただいていないですよ。説明をよろしくお願いたします。15ページからですか。

【事務局】 それでは、大きい2番といたしまして、公立保育園の民営化の方法についてご説明さ

せていただきます。

15ページをご覧ください。(1)では、移行形態の概要といたしまして、3つの形態、これを記述しております。移行形態1は、公募により社会福祉法人に運営主体を移管する方法。16ページ、こちらは移行形態2といたしまして、財団法人、または社会福祉法人(社会福祉事業団)等を設立して運営主体を移管する方法。めくっていただいて17ページ、こちらは移行形態3といたしまして、市が社会福祉協議会に運営主体を移管するという3つでございます。その中では、移行形態について、移行のプロセスですとか期間の目安なども記載しております。

18ページでは、(2)といたしまして、民営化の移行形態の課題、これを移行形態ごとに記載しております。例えば、移行形態1では、子どもの保育環境に配慮が必要であることなどです。それから移行形態2では、法人を設立する意義の明確化であるとか、あと児童館・学童など子ども関連施設についてもあわせて検討が必要であること、そういったことを書いております。また、移行形態3では、社会福祉協議会に新たな部門を創設することが必要であることや、社会福祉協議会が今後目指していく方向性と一致するかどうかといった課題について記載をさせていただいております。

19ページをご覧ください。こちらが、(3)といたしまして、民営化の方法の目指すべき方向性として記載しております。方向性1につきましては、地域の子育てや保育に対する支援施策を実現するための機能を持たせることを目指して財団等を設立し移管する。ただし、1園は公立保育園を維持し、公立保育園の役割を果たしていくとしております。本文のなお書きのところで、公立保育園民営化の実績がない国立市において、まず1園を実績ある社会福祉法人等に移管し、民営化の課題の整理と検証を進め、民営化による効果を担保した上で、残りの公立保育園については財団等を設立し移管することも検討する必要があるというような形を記載しております。

20ページでは、方向性2といたしまして、社会福祉法人等に段階的に2つの公立保育園を移管し、民営化の効果検証を進める。残りの公立保育園は、最低1園を市直営による継続運営とし、公立保育園の役割を果たしていく、このようにしております。なお、今後の少子高齢・人口減少社会の到来を見据え、効果検証時点において、人口構成であるとか保育園施設のあり方など、社会状況を勘案してさらなる検討を加えるものとしております。

(4)では、民営化の時期といたしまして、子ども・子育て支援事業計画の期間で取り組むことが肝要であるといったことを記述しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、15ページから20ページまでの民営化の方法についてです。前回議題になったところですが、それを1つ1つの形態の説明については前回どおりだと思いますし、課題について思うのですが、1番は19、20ページの2つの方向性が出されておりますが、どの部分でもいいですけど、ご意見よろしくお願いたします。

【委員】 17ページの社会福祉協議会の件は、この説明があったときに、これは難しいですというお話が当局からあったのにもかかわらず、ここに載せる必要があるのだろうかと思ったのですが。

【会長】 3つの形態があって、我々が全部検討してみたが、3は難しいということですね。

【委員】 というか、もともと難しいですという話を前々回言われた気がして、そこに対して議論もしていないのに、議論していないことを載せるのはどうかと思いました。

【会長】 この方法は、国立市ではそもそも考えられないということであれば、1と2だけを残し

て、この2つについて、現実的に、一言、ほかにこういった方法もあるが、移行形態3のような方法もあるが、ここで議論されたのは1と2の方法についてという形に省略してもよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

では、そのように。コンパクトにさせていただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。いろんなご意見が前回も出たと思いますけれども、この審議会として、この方向性1、方向性2ということによろしいのかどうかということですね。おそらく、各委員から意見が出たときに、段階的にまず1園やってみてという意見が多かったと思うのですが、そういった課題を踏まえて、なぜこういう方向性に持っていったのかという説明がちょっと私としては唐突に、公立1園残すとかというの、きちんと皆さんの意見を出し合った結果、まず1園をやってみてきちんと検証してから次を考えるということとか、何か説明がほしい気がしますけれども、いかがでしょうか。

【委員】 すいません、私も同じ意見で、情勢とかも変わるので、最終的には1園だけ残すという記載が早過ぎるというか、ここでは1園だけ民営化してしっかり検討すべき、検証や評価をしっかり行うべきという形がいいのかなと思います。

1園だけが公立保育園になってしまった場合ということなのですが、20ページのところにセーフティネット機能として公立保育園に、最低1園はというところとか、ほかにも記載はあったのですが、その1園が全て障害を持った方だとか貧困の子どもたちが集まっている園だというふうなのが、国立市の中で、そういうふうに見られてしまうのかなというのが、ちょっとどうしてもいいことではないなと。小学校でも、今、インクルーシブ教育とあって、障害をなくすというのがあるのに、そこに反しているのではないかと思います。

【会長】 いかがでしょうか、そういったご意見が出ています。

【委員】 そうすると、公立保育園の役割というのが、今、委員が言ったような形だと、ほとんどセーフティネットに傾くということになってしまうので、ちょっとこの公立保育園の役割を果たしていくという方向性2の文言が何か違うかもしれないという気がするのと、私がしっかり聞いてなかったかもしれないのですが、段階的に2つの公立保育園を移管するということは、1つずつやっていくという話はあったのですが、2つ移管して1個残して、じゃ、あと1個は何なのかみたいな書き方でもありますし、4園なのはわかっているので、2個残すか1個残すか、まだ選択権があるよという意味で言っているのか、これは段階的に2つのというか、まず段階的に1つ移管して、効果の検証を進めるというところ。2つ目とか3つ目のことというのは、ちょっとよくわからないのではないかと思います。段階的になぜ2つなのか。段階的に3つではなくて2つ。1個は公立だったら、あと1個はという感じがして、この文書が意味するところがよくわからないというか、この形だと全て3つ社福にして1個公立ということの意味していると思います。残り1個なのに財団ということは絶対ないので、2つというか、まず1つ移管しということでもいいのかなという。そうすると、1と同じような感じになってしまうかもしれないのですが。

【会長】 おっしゃっていること、わかります。わかりにくいですね、この方向性2のほう。

【委員】 多分、会議のこの中で、2番の方向性でいくと、1園だけしてもあまり経済的効果が薄いと思います。ただ、2園がいいとか2園ずつとかいうことは出なかったと。まず1園ずつというふうなことは確認されたのではないかと記憶しています。

【会長】 いかがでしょうか。改めてご意見をお1人ずつちょっとお尋ねしたいのですが、委員、

いかがですか。確認されているのは、まず1園を民営化して……。でも、方向性1はそうではないのか。方向性1は、財団を設立するというのが要であって、財団を設立する前に効果を検証する必要も、「なお」となっております。

【委員】 1個社福で、2個財団で、1個公立でもいいという話でしたよね。

【会長】 そうですね。

【委員】 3番でしょう。

【委員】 3番が、おっしゃったように……。1番が社会福祉法人にどこかに手を挙げて1番ですよ。

【委員】 1番でいいのか。

【委員】 そうですね。前回の話と変わっていますよね。

【委員】 こちらが声が大きかったということで1番にしたということですか。どうでしょう。

【会長】 多分、財団法人をつくったほうがというご意見は多かったような気がしますね。

【委員】 のほうが、保育は継承……。

【会長】 していきやすいということがあったので、だから1番になったんでしょうかね。

【委員】 それで2園ということにはなっていないと思いますが。

【会長】 財団をつくるという方向と、方向性1が財団をつかって、それを中心にやっていって、児童館とかそういったことも、保育園だけではないような機能も持たせていくというようなことは望ましいが、かなり労力がかかるし時間もかかるという話も出たと思います。さらに、この前、視察に行かせていただいて、一生懸命民間もやっているというような社会福祉法人に手を挙げていただくというやり方と、どちらの方向もそれぞれ一長一短あるということだと思います。

【委員】 そこで、多分、場所もあったと思います。どこかの今ある保育園が手を挙げてやってもらうという1園ですけど、これから考えている総合的な施設というふうなことを計画してつくるときには、そこに1つだけ社会福祉法人が入ってしまうと、周りの学童とかだけが財団となることは難しいみたいなことが、たしかこの中で話されていたと思います。そこら辺が、どちらがという選択がはっきりして、結論としては出ていなかったのではないかと。

【会長】 はい、委員、お願いします。

【委員】 この方向性1という文章についてですが、私はこれに集約されていると思います。下のほうに、まずは1園を実績のある社会福祉法人にこのようにすると、この部分が方向性1にいくのではないのでしょうか。まず1園を実績のある社会福祉法人に移管して、この文章が方向性1にいったほうがわかりやすい。

【会長】 そうですね。

【委員】 違いますか？

【委員】 同じような文章。

【会長】 これは、方向性2でも、2段落目に。

【委員】 重なって……。

【委員】 社福を1つやって、移管の様子を見て、財団も立ち上げてもいいというストーリーが、ここだとないので。

【会長】 方向性1はそれですよ。

【委員】 それですか。ここにはそう書いてあるのですが、方向性1には、社会福祉法人に1園移

管しとは書いていない。

【会長】 下から5行目に。

【委員】 こっちにも書いてある、方向性2にも書いてある。

【委員】 方向性1は、新たな、前に出ている1、2、3とは違うものというふうに捉えればいいという。今、委員がおっしゃられたような新たなやり方ですか。

【副会長】 要するに、方向性1は財団、2番目、3番目、4番目はわかりません、財団をやる、方向性2は財団をしないということの違いですよ。そういうことでいいですか、多分読んでいます。

【委員】 そうすると、財団と社会福祉法人が入り交じった形というのはないということですか、この方向性の中では。

【副会長】 いや、第1園、最初は社会福祉法人にお願いして。

【委員】 そういうことですね、わかりました。

【副会長】 その次の段階を財団でやるのか社会福祉法人でまたお願いするか。

【委員】 そうすると、方向性1とか2の前に、まず1園を実績ある社会福祉法人等にお願いしてというところを書いて、その移行経過を見て、そこで方向性1、2、財団を設立、あるいは続けて社会福祉法人にお願いするというふうに書いたほうがわかりやすい。

【副会長】 そうですね。

【会長】 そのことと、いずれにしても、公立保育園の役割を公立に残すということも、それが何園になるのかわかりませんが、最低1園は公立を残すということも共通ですよ、どちらの方向にいても。

【委員】 先ほど委員がお話しされたように、先日も、障害児、要支援のお子さんたちの比率のことを考えていきますと、もちろん私立の保育園もやってあげていただいていると思いますが、すごく公立の保育園の比率のほうが高い。その子たちの先行くところが狭められてしまって、1園だけがそのような機能を果たす保育園ということには、社会の中の姿として捉えると、どこも同じようにいると考える施設とはちょっと異なってきたり。

【会長】 そうですね。だから、それは国立市全体で考えていくことで、どこの園でも、そういった子どもたちは、できるだけ、本人の利益のためですから、親にとっても通いやすいところ、そういうところを受け皿にしていくが、そういったことをコーディネートしたり、あるいはとてもある園では受け入れられないといった場合には、もしかしたら公立保育園が果たすかもしれないけども、公立保育園がそういうことだけを専門的にやるということではないと、私はこの文言で認識しているんですけども。

【委員】 今までも、別に私立より公立が多かったということはなかったという話がこの前ありましたよね。

【会長】 そうですよ。

【委員】 だから、別に特別に。

【委員】 比率的には多かったという話は、数字はお伝えしました。

【委員】 公立ばかり障害者が集まるということ。

【委員】 集まるということではもちろんないです。

【会長】 どこの保育園でも幼稚園でも発達支援の子どもは保育しているということだったと思います、ここで確認されたのは。

委員、いかがでしょうか。4月からご参加していただいて、こういった短期間で見ていただく。

【委員】 出遅れ感があって、皆さんからすごく遅れている感じがして。

【会長】 いえ、とんでもございません。

【委員】 わかりにくいですが、これに関しては、私立の保育園はほんとうに公立を民営化しなきゃいけないとか、そういうことは全然考えていませんので、子どものためにみんながうまくいくのであれば、そっちの方向に持って行っていただければと思っております。

【会長】 ありがとうございます。委員はいかがですか。この方向性1、2に関して何かありますか。

【委員】 みんな可能性を残しておけばいいというところで、あまり細かいところを突き詰めてしまうと、よくないかなど。それを意図しているわけではないと思っています。

これぐらいの表現が、いずれにしてもぎりぎりというか、バランスがとれているのかなと思います。

【会長】 委員、いかがでしょうか。方向性1、2に関して。

【委員】 この間、小平市の園を見せていただいたときに、移行の間の子どもたちにとってどのようにすれば一番、民営化するにしてもそのままにするにしても、子どもたち親御さんの問題は、時間的な問題はすごく私は、どういうふうに、例えば3つやっていく順序にしてもというところが、ここで1園だけ残してやりますということで済めばそれでいいのですけど、やっぱり入園なさっている親御さんとか子どもたちの時間的な経過がどうなるかというのが、不安です。その辺、大事なところだと思います。結構時間かかりますよね。

【会長】 はい。具体的なプロセスについては、おそらくガイドラインのほうで、どのぐらいの時間をかけて具体的に何年度にということも出てくるかと思いますが、方向性としては、きちんとそういった利用者の方のじっくり時間をかけてなのか、無理のないスケジュールで行うというようなことを盛り込むということですか。それが多分、21ページにあります提言の4になりますか。

【委員】 16ページにちょっと書いてはあります。

【会長】 これは財団をつくった場合ですね、16ページは、15ページが、この前の小平市のように民間に委託、公募選定した場合ですね。2年から3年半というのと3年半から5年という、時間的な差がありますが、そういった時期のことも重要であるということで、ありがとうございます。委員、改めていかがでしょうか。この方向性についてですけれども、1、2。

【委員】 難しいです。時間をください。

【会長】 わかりました。委員、いかがですか。

【委員】 もう1回確認ですが、1園をやってみてからのその1園というのは、財団か社会福祉かというのは、そこでまず決まるわけですよね。

【会長】 私が理解した文言だと、まず1園を実績のある社会福祉法人等に移管しというのが。

【会長】 それが両方に共通しているところというふうに読み取れるので。

【委員】 前回までの話だと、まずそこをどこにやるかを決めてからスタートみたいに思っていたので、ちょっとこれを読んでいるとだんだんわからなくなってきてしまうのですが、1園をやる。1園というか、民営化をするといつて始めるときに、財団なのか社会福祉法人なのかを決めたときに、財団をつくるというふうに決まれば、もちろん1つの園だけでは財政的に困るから、じゃ、2つやろうか、3つやろうかみたいな話にもなるかもしれないし、社会福祉法人だったら、例えば4つのうちのどこを、どういうふうに決めていくのかわからないのですが、建物がどうだとか、何か基準があって、

まずここをやりましょうといったところに対して手を挙げてくださって社会福祉法人のほうに公募をかけてという形にする。

いずれにしても、その段階で1つ目は絶対社会福祉法人と思ってなかったので、皆さんと私は間違っていて聞いてしまったのであろうかと思っております。

【会長】 そうすると、1の方法の場合に、おそらくこの1園をまず移管しというのは、段階的にやるべきだということを両方に入れたために、こういったことになっているのかもしれないですし、あとは公立保育園民営化の実績が国立市においてないと、その前に書かれてある。なので、いきなりしっかりした財団がつくれるのかどうかという。1園のためにつくってみてどうなのかという。

ほかの事例だと、何か母体がそもそもあって、それを財団化したという話でした。何もないところからいきなりつくって移管できるかということで、まず、1園を検証してからどういった財団をつくっていけばいいのかといったことをやるというのが、この方向性1なのかということだと思います。

【委員】 はい、わかりました。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 私自身の考えでは、3つは財団がいいと思っていたので、前回の皆様のお話を伺って、確かに今おっしゃられたように、いきなり1個目から財団でつくってしまって、次も財団にするしかないみたいな感じになるのは、確かに少し難しいのかなとは思っています。保育士さんや内容を引き継ぎやすいという点においては、全てが財団であれば一番いいとは思いますが。

ただ、財団づくりがどれだけ大変で、ほかの自治体でどれだけ財団の実績というか、国立と同じように財団がないところから子育てのために財団をつくって、例えば児童館も取り込みましたとか、そういった実績がどのぐらいあるのかちょっとわからないので、何て書いていいかわからないなところではあります。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 もちろん、市の財政なので、市の皆さんの一番有効に使える形が望ましいと思いますので、公立保育園は、私は実際に保育園の職員ですので、公立保育園の国立市における必要性やそういうものは感じてはいますが、それは市民の方々が、それ以上のもっと活用の仕方をとということであれば、もちろんそれは、その方向性に従うというふうな形で、実際の方法は、まず1園というふうなことが財団という形では難しいのであれば、実績あるというふうな形の方向のみ取りづらいのかなというふうには、ちょっと感じています。

【委員】 この方向性はすごく大事な部分だと思いますが、これを読んだときに、とてもわかりづらい部分があって、もうちょっと文言、文脈を直してほしいということと、人口減少社会を捉える姿勢と、こういうことも書いてあるので、これは両方に関係することだと思います。

【会長】 事務局のほうとして、補足説明はありますか。お願いします。

【事務局】 前回の審議会のときに、民営化の方法で反対ということで、皆さん方からご意見をいただきまして、それぞれ個別の細かいところの意見はあるかと思いますが、方向性としては、まずは1園を実績ある社会福祉法人へ移管という意見がございました。それと、公立保育園を1園残し、保育園は未就学児の育ちに関して中心的な役割をもつ施設、ネットワーク的な機能をというような、1園は公立の保育園を残し、地域の保育ネットワークの拠点とするべきであるというような意見が多くの中でいただきました。

それと、公が担う必要となる保育サービスや子育て支援があるとする、民営化を進めるに1園な

いし2園の公立保育園は、これらの保育サービスや子育て支援機能、これが保育サービスだけじゃなくて子育て支援機能ですから、財団をつくった場合に、例えば児童館ですとか学童ですとかほかの機能も含めた中で、少しでも向上を目指す子育てを支える財団法人や社会福祉法人などを設立するというような表記をご意見いただいておりますので、それに沿って1園、社福、1園は、先ほどセーフティネットという機能がどうかというご意見がありますが、公が担うべき役割として1園残し、あと2園は、もうちょっと、こども財団じゃないのですけれども、広い意味での保育園とその他の子ども施設を含めた感じの財団というような意見を取りまとめさせていただいたのが、この方向性の1でございます。

【会長】 3つが混在しているということですね、方向性の1は。公立園と社福による民営化された園と財団ということで。ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

【委員】 そうでしょうね。まずは社会福祉法人というのが、もし民営化するなら可能な線で、あとはその状況を見てということではないのでしょうか。

とにかく、保育の質がしっかり保たれていることが重要ですから、そこが逆にしっかりしていれば、あとは行政的な可能性との兼ね合いですね、多分。

【会長】 ほかにございますか。この方向性としては、まず1園を社会福祉法人等に移管するというので、そこをしっかりと検証して、その効果を担保した上で、その後、さらに社会福祉法人2園とかというふうに進めていくのか、財団をつくってより広い子育て支援策なり児童期の子どもまでも含めた児童福祉のための財団として国立市をもうちょっとまとめていく方向にいけるのか、方向性1のほうがおそらく望ましいという意見が多かったと思いますので、そのあたりも、そしてまた公立保育園も役割があるのではないかとということで、1園でも残すという方向で我々は示すということによろしいですか。

【委員】 1園を残すということを入れるのですか。

【会長】 1園というか2園だかわかりませんが、検証した上で。

【委員】 まず1園をやっていくということだけではとどまらない。

【会長】 その後が、ある程度こういくかこういくかですよ。4つしかないの。たくさんあればいいのですが。

【委員】 そうですね。だから、たくさんないので、逆に1園は維持しというふうなことが方向性1に入ってしまうと、確実に、この方向。

【会長】 そうですね。

【委員】 まず1園をやってみてというふうなことでの残る園の数というのは、これはならないのかなというふうに、ちょっと。

【会長】 民営化の方法で、社福に手を挙げてもらって実績のあるところにするか、財団をつくるかの2つの選択肢ですよ。その後に、じゃ、公立は全部そうしてしまうのかといったときに、そうではなくて、公立も残すと書くだけであって、それがたまたま4つしかないから、どういう組み合わせになるかはわからないですが、基本的に方向性ですので、1園をまず社福で民営化していく、その後の検証を踏まえてどちらか、財団をつくるのか、次にまた同じように社福に移管していくのかという2つの別れ道があって、その先に、全部こっちに流してしまうのではなくて、公立も残しておくということだと思いますが。その方向でよろしいですか。

【委員】 1園と限定しているので、その方向が財団であれば2園にするからということの引き算でいえばそういうことですよ。

【会長】 ですから、方向性2だと、2つして2つ残っているかもしれないという、多分、におわせていますよね、そこは。いいですか、今のこと。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

では、最後の提言3のほうに、事務局のほう、ご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、大きな項目3番でございます。提言でございます。

21ページをご覧ください。特に留意する事項として、3、提言として4つ記載しています。提言1は、公立保育園の質を担保してさらなる保育の質の向上を図ると。そういったことで、公立保育園の果たしてきた役割を継承というのを掲げております。

提言2は、例えば国の補助金など、生み出せる財的な効果というところを将来世代の視点から、持続可能な保育サービスを提供し続けていくために活用するというので、子育て支援施策充実のための財政的効果の活用というのを掲げております。

それから提言3ですけれども、こちら、民営化後も保護者、事業者、市の3者で話し合う場を継続するなど、市と事業者が両輪となって取り組むこととして、市と事業者が連携した支援の実施ということを掲げております。

提言4でございますけれども、こちらは子どもの環境変化への配慮ですとか、保護者の不安に対する説明、そういったことを記載しております、子どもの環境変化への配慮と保護者に対する丁寧な対応ということを掲げております。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、21ページにまとめられた4つの提言ですが、これについてご意見はございますか。委員、お願いいたします。

【委員】 提言2ですが、まず、この文章が長いので、どこかで切ったほうがいいなというのがまず1つと、これは人によって感じ方が違うと思いますが、「将来社会を支える次世代育成の視点から」というのが、当然ですが、将来社会を支えるために子育てをしているわけではないので、そうなんですけれども、子どもが将来税金を払っていくようになるはずで、子どもが増えないと困ることなので、そういう意味だとは思いますが、次世代育成という言い方が、保育園とか子育てというのと、私の感覚から、次世代育成中ではありますが、その視点からなのではという感じがしまして、少子高齢・人口減少社会を見据え、どこにかかっているのかなという。この財源を子育てのところに回すことにより、もっと子どもが増えるというようなことを言いたいのかなと思うのですが、次世代育成という言葉が私は好きではないので、どうしても入れなくてはいけないのであったら仕方がないのですが、変えていただければなという気がしました。

【会長】 賛成です。今の子どもたちにお金がいってほしいですよ、今、子育てしている。将来のためにだけではなく。メリットは、今子育て中の家庭であるとか、今の子ども時代を生きている子どもたちのところに活用してほしいです。

結果的に、いろいろサービスが整ってくることによって、最後の将来世代にわたって持続可能な保育サービスを提供し続けていくというのはありだとは思いますが、文言を少し整理していただきたいのと、今生きている子どものために活用されたのかを示してほしいということです。具体的な効果

ですか、ほかにはいかがでしょうか。何か、こういった提言も盛り込んだほうが良いというご意見があれば。

【委員】 ちょっといいですか。まだそこまでいっていない、最後のところ、終わりのところで、委員がおっしゃったように、将来の社会基盤を支える子どもをという文言もどうでしょう。人口減少……。

【会長】 そうですね。このあたりの文言も、ちょっと工夫してください。子どもは将来のために生きているのではなくて、今生きていることが大事なので。

ただ、「子は国立市の宝」というのは別にそれでいいですね。子どもがいると皆さん元気になるし。ありがとうございます。

委員、何かありますか。

【委員】 言葉としては、ここで保育や子育てにいろんな財政をかけるということで、ここで育った子どもが将来の国立市を盛り上げていく活力となるということであればいいのではないかと。そのために財力を、子どもたちにいろんなものを、環境を整えるという思いがあります。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 もう1ついいですか。私の中で整理できないのですが、この民営化に当たっての提言というのは、民営化だけに絞った提言なのか、この審議会全体を通しての提言なのかによるのですが、例えば12ページにある保育園間連携とか、わからなくなってきました、ごめんなさい。

とりあえずこれで言うと、保育園間連携とか小1の壁を乗り越えるための、委員とかもおっしゃっていましたが、公が呼びかけてみんなが連携する、それをやるのは市しかないから、市がイニシアチブをとって保育を引っ張ってほしいと、みんなを集める声かけをしてほしいというのが、ここでさんざん出たのですけれども、12ページには書いてあるようで書いてないような気もするので、すけれども、すごくここでよく話されたことなので、民営化とちょっと関係ないかもしれないのですが、民営化に当たっていろいろ検討したところ、真にこれをしてほしいと思ったということなので、できれば入れていただきたいという気がします。

【会長】 そうしましたら、提言1に、ただ公立保育園が果たしてきた役割を継承するだけではなく、さらに国立市全体の保育システムがより高度なものにと確立されていくように民営化を生かしてほしいということですかね。

【委員】 それをやるのが市しかないから、市がやるという。これはちょっと、私、この答申の主語がずっとわからなかったのですが、主語は私たちです。保育審議会委員からの提言という形で書くのであれば、私たちが市に要望していいですよ、この中で。

【会長】 はい、そうですね。

市が自分がやりますということではなくて、私たちがやってほしいことを書くのであれば、市は市の責任において子育てをやっている幼保を連携させたりして、全ての特に小学校上がるところの連携を強くする、そういった場を設けたり、そこにお金を使ったりしてほしいということ、絶対するという感じで書いてほしいと思います。

【副会長】 私も賛成で、多分、提言5本柱ぐらいでいいと思います。

【会長】 もう1個増やしましょう。

【委員】 提言1はこれで、まさに民営化の当事者ですから。提言2に、これを機に保育園連携、どうもほかの市の話等を聞くと、国立市は連携ができていなかったような印象も受けましたので、わ

かりませんでした。

ちゃんと提言2に、研修体制とかいろいろ書いていましたよね、前の段階で、どこでしたっけ。11ページ、12ページですよ。13ページも含めますけど。11ページ、12ページに書いてあるような内容のことを、しっかり連携をすとか、協力した連携のとれた研修体制にするとかに関して、公の市が行政としてイニシアチブをとっていきましょう。民営化は、それを考えるいい機会なのでということで、提言2で追加し、提言2が新しく加わる、2、3、4は3、4、5にずれてというのはいかがでしょうか。

【会長】 よろしいでしょうか、今のご提案ですが。

【委員】 ここに、先ほど委員がおっしゃったことも入る。

【会長】 そうですね。

【委員】 この会議を立ち上げました、話し合ってみました、市が考えていたものとは別に、我々の意見としてこういう意見も挙がったので、これをいい機会として、それをちゃんと盛り込んでくださいというのが、我々の答申の1つということだと思います。

【会長】 では、そういった新たな提言2を増やしていただいて、現在の提言2、3、4は提言3、4、5というふうの下にずらしていただくということで。

ほかにはいかがでしょうか。委員、よろしいですか。何かありますか。

【委員】 提言が、もうちょっと具体的にと思ったのですが。

【会長】 委員、何かございますか。大丈夫ですか。

【委員】 文言のところでよろしいですか。21の一番下の、「不安を覚える保護者に対する丁寧な説明を十分に行うこと」という記載のところなのですが、市が一方的に説明をすれば終わりになってしまうので、「保護者に対して理解を得るよう努力すること」などの今後の大切な検討を入れていただきたいなと思います。

【会長】 保護者の理解を得るよう努力すること。よろしいでしょうか。そのような形で書きかえさせていただきます。

【委員】 すぐ戻りますが、8ページに加えてほしいことがあります。8ページではなくてもいいのですけれども、ここの中で待遇の向上ということについて、保育士さんの待遇の向上についても少し話が出ましたが、そこについての文言が入ってなくて、職員構成、違いますね、ここじゃない、どこでしょう。8ページの職員研修だと思いましたが、違うかもしれませんが、市が民営化から得た財源をどのように、子どもに使うということでももちろんいいですが、市の幼稚園教諭や保育士の待遇向上にも使ってほしいという、そこまで踏み込んで言えないかもしれないのですけれども、できればそういう話も出ていたので、どこかに国立市で育てよかったなという子どもたちもそうですし、国立市で保育士をしていてよかったなと思っていただけるような市であってほしいと思います。ただ、どこに入れていいか。8ページではありませんでした。

【委員】 待遇について、私もちょっと私立保育園の先生に聞いてみたら、今、4%上げるとか何とか言っておりますが、公立保育園と私立保育園の保育士さんの給与はどうですかと聞いたら、その私立保育園の先生は、差がないように調節しているという話だったのですが、そこは、考慮しなくてはいけないことだと思います。

【委員】 今のことでですね。4番、子どもの環境という中に。

【会長】 どの4番ですか。

【委員】 提言。

【会長】 提言の4番。

【委員】 どこにとって、職員の待遇。これは、保育士が変わるなどの環境ですが、子どもが育つ上での保育士も1つの環境というか、保育士のスキルを上げるということも含めて、その保育士ということも、1つは子どもを取り巻く環境というところで、そこに待遇のことも入れられないですか。

【委員】 今、保育士不足ということで、処遇改善とか、もちろん契約のこともありますが、国からかなりお金が出るようですね、これからも。どの程度出るかわからない。市でやれることというのは限りがあるかなという気はします。国から来るお金をどういうふうにするか。

例えば、うちは幼稚園と保育園やっていると、1月に処遇改善みたいなのが出たのですが、それを保育園のほうには使っていないけど、うちは学校法人でもともとやっていますので、同じ給料ベースを持っていますが、保育士だけ来ると、今、保育教諭という、資格が2つ一緒になっているのに、幼稚園のほうには出ない。運用の仕方かもしれない。

国から出るものはいただいて、市で生かしてほしいなという気がするので、そこをどこに盛り込むかというのは、処遇改善はこれからという気がします。これから出てきます、おそらく保育士が足りないという、国の方針の中でも簡単に。1月もどこから出たのという感じだったのですが。それも、今度、もらったところで、処遇改善を考えていく時期ですか。

【委員】 処遇がよくなるということで、安定した雇用形態の中での経験を積むということができ、保育園は保育士1人ではなく職員間のチームワークで保育をしているということもありますので、処遇のことをどこかに入れたいというのは、改善。

【会長】 新しく委員が提案してくれた提言2のところ、いろいろ連携が行われて、国立市全体の保育の質も、あるいは保育士としての待遇なり改善、いろいろな問題についても対応できるようにというようなことだと入りそうですか。

質を上げていくが、そのためには保育者の研修も必要だし、待遇改善に取り組んでいくことも必要だしというようなニュアンスで。

残り、時間が少なくなってきましたが、いかがでしょうか。全体、振り返ってでもいいです。

【副会長】 9ページの財政的な効果の部分です。こういう数字があるのはすごく大事で、1つ考える目安になるのですが、これはあくまで事前の想定、いわゆる皮算用ですね。その後に、ページ、きれいに分かれてはいます、9ページの後に続けてほしいのが、ただし、こうした財政効果は事前の想定額をあらわしたものであると。したがって、公立保育園の民営化によって実際にもたらされた財政効果の規模を事後的にも検証する必要があるというふうに、ちょっとただし書きをつけておかないと、民営化した後、7,000万弱も来ないはずで、新たに運営費を負担しなきゃいけないわけですから、現職の人たちの、それこそ雇用をカットするとかになれば財政になりますけど、それはしないしできないので、7,000万もないはずで、これは見るべきですよ。そうでないと、民営化しました、いや、これで7,000万浮いたから、いいだろうというのはよくない。それは、方向性で今後どうしていくかというときに両輪でやってもらおうと思うのですが、9ページの数字だけ動くとうまくないので、ただし書きをつけてほしいです。

【会長】 よろしいでしょうか、皆様。

【副会長】 実際に、どうだったのかという。これは意見です。

もう1点、民営化の基本的な考え方のまとめというのをづくり、反対意見をちゃんと存在を明記し

た上で、基本良いではないかと書きそうです。ただ、財政的効果を受けての民営化のはずなので、つまり、民営化によって得られたであろう、さっき計算したもので、子育て環境のさらなる充実という目的にどの程度活用されているのかを説明するためにも、検証は、児童福祉費と入れても結構変動しますので、児童1人当たりの児童福祉費……、今、国立市は47億ぐらいだと思います。子ども関係の予算全部ひっくるめたものですけど、それで1人当たりどのぐらいなのかなども、推移なども含め検討することが強く求められるということは、やっぱりまとめて書いておきたいですね。全部使えとか、それはちょっと無茶ぶりですけど、実際どうだったのかというのは、私はちゃんとまとめて書いておいてほしいと思います。皆さん、どうですか。

【会長】 賛成です。ご意見ございますでしょうか、今、委員のご提案ですが。

では、そのような方向も入れていただくということで、まとめのところ。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 戻ってしまうのですが、7ページの保育の質の担保のところ、ガイドラインの件で前回の審議会で、おそらく下げることはあってはならない的なお話を、下げるのはどうかとか、そんな話があったので、できれば、下げることはあってはならないなどの記載が、文言を入れていただきたいと思うのですが、難しいでしょうか。

【会長】 下げるというのは。

【委員】 質の問題です。

【会長】 質の保証は、多分、あのときの議論では、計測できるものではないので、第三者評価等のきちんと評価をしていただくことで担保していくというお話だったと私は記憶しています。配置、何対何とかいうのも、もちろん国立市の基準があつてというお話でしたよね。それは、公私ともに守られているのであつて、そういったことでは質の低下とか担保とは言えないので、当然のことですので、そのあたりを、どのあたりに入りそうですか。

【委員】 民営化後の責務。移行後も市が責任をもってかかわる。

【会長】 何ページですか。

【委員】 13ページ。ここは、質の部分では、ずっと見守り続けるという。

【委員】 そうしたら、10ページのガイドラインの作成というところに、理解を得ることが重要であるということと、このガイドラインを必ず守ってくださいということで、つくったガイドラインの基準を下げたりすることはなく、必ずそのガイドラインどおりに点検していくという、選定のところでもいいのですけれども、それを入れれば、ガイドラインに対する縛りの文言を入れられるかなと思います。

【会長】 ガイドラインの作成というところに書くと。

【委員】 作成に書いて。

【会長】 作成されたガイドラインは市が責任をもってガイドラインを守っていくというか、遵守していくというような文言が入ればいいですか。皆さん、よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。時間がなくなってきました。

【委員】 これは文言なのですが、10ページで、引継ぎというところの上から4行目、「その際、公立保育園の継承が」って書いてあるのですが、これは「公立保育園の保育手法の継承が」をあらわしていると考えて……、というか、それだったら保育手法といったほうがいいと思うのですが。これだと、公立保育園がどこかで続いているとみたいな感じになってしまうので、「公立保育園の保育手法

の継承が」とかですか。

【事務局】 手法も含めて全般という……。あんまり限定してしまうと、そこだけ守ればいいのかって……。

【委員】 公立保育園が続いているからという感じがしちゃうので。

【委員】 こういう答申の中で、あまり具体例を盛り込んでしまうと縛りになってしまって、柔軟な、後の対応が難しくなってくると思うので、そこはあまり。

【委員】 入れないほうがいいですか。

【委員】 入れないべきではないかと思います。

【委員】 この文言だと、公立のまま続いている感じか、あるいはよその公立保育園が続いている状態を指すか、公立が続いているためにという気がしてしまったので。さらっと読んだときですけれども。よくよく読めば、これは公立のやっている内容ということだとは思いますが、何か入れたほうがわかりやすいかなと、ちょっと思いました。

【委員】 「保育の」とか入れれば、まだわかりますか。

【委員】 でも、「保育の」と入れたらということでした。入れないほうがいいというご意見が多ければそれで構わないのですが、ちょっとわかりにくいかなと思ったので。

【会長】 何を入れればいいのか。公立保育園……。

【委員】 保育手法に限定しないのですよね。やり方全般ということですよ。運営形態。

【委員】 公の担ってきた役割を保てればいいわけですよ。

【会長】 おそらく、この文は、公立保育園がやってきたことをそのままやれといったことが、新しい事業者と保護者の間に障害になることがあるから、そこは気をつけましょうといっていると思います。だから、質を担保することも大事だし、先ほどから言っているように、民営化してもやってくださいということは大事ですが、それを上から押しつけて新しい事業者が子どもたちのためにほんとうに自分たちの理念に基づいた保育というのを引き上げていく、向上を図ることができなくなってしまうということだと、私はそのように読み取りました。

でも、文言がわかりにくいという意味では検討していただいて、よりわかりやすい文言にここはしていただくということで、また検討したいと思います。

では、あとは、議題のその他というところで、事務局のほうからまだ説明が、今後のスケジュール等も含めて、資料のアンケートと保護者会の2と3ですね、このご説明をよろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、その他といたしまして、初めに保護者アンケートと説明会について説明させていただきます。

まず、本日配布の資料2をごらんください。こちらがアンケートのお知らせとアンケート用紙になります。保育の4園の保護者向けのアンケートを今実施させていただいておりますので、締め切りが4月22日、今週の金曜日でございますので、結果につきましては、次回審議会にはお知らせをしていきたいと思っております。

次に、保護者説明会についてでございますけれども、こちら、資料3をごらんください。こちらは、アンケートと一緒に配布させていただいております。日時は今週の土曜日、4月23日の市役所3階第1・第2会議室にて開催を予定しております。時間は、午後3時からと夕方の午後5時から2回を予定しております、内容につきましては、2回とも同じ内容で行う予定でございます。また、この保護者説明会につきましては、市と審議会が共催という形をとらせていただきたいと思いますので、

ご都合のつく皆様におかれましては、ご出席、可能であればいただければと思います。

それから、今後のスケジュールについてでございますが、次回の審議会につきましては、次第にありますとおり、5月10日火曜日の、本日と同じく午後7時からを予定しております。場所につきましては、本日と異なりまして、市役所2階の委員会室というところで行いますので、場所についてはお間違いないようお願いいたします。内容につきましては、本日のご議論をもとに、素案を案という形にして資料をお出ししていきたいと思っておりますので、それに基づき確認を行っていただく予定でございます。

それぞれ最終確認していただいて修正を反映したものを、5月12日の木曜日に市長のほうに提出するスケジュールを考えています。

それから、本日の素案の内容で、明日よりパブリックコメントも実施していきたいというふうに考えております。

また、答申の提出後には、市民説明会も開催をしていきたいと思っておりますので、詳細につきましては、決まり次第お知らせをさせていただきます。

スケジュール等につきましては以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。スケジュールなどについて、ご質問等はございますでしょうか。

【事務局】 今の事務局の説明で補足させていただきます。

本日の素案で多大なご意見をいただいておりますので、答申案に向けて反映させていただきますが、今後の進行については、修正したものを会長、副会長のほうと、こちらの事務局のほうで調整させていただきます。皆様方には次回の審議会が5月10日になりますので、極力連休前の5月2日の段階でお渡しをできるようにさせていただき、ただし文言訂正ということで今回はなりません。大幅に、ここにこんなことを足してほしいとか、ここをこのように変えてほしいというのは、素案ということで通過させていただきますので、微調整ということになりますが、確認をいただいて、2日にお渡しできれば、6日までの間でご意見がいただければ、反映したものを10日に審議会の資料として最終確認をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 はい、わかりました。よろしいでしょうか。今日のご意見をもとに、これを素案ではなく案にしていくように、副会長と私と事務局判断で持っていったものを5月2日に委員の皆様方にお示しして、これについて文言訂正のレベルでは修正を5月6日まで受け付けた上で、5月10日の次回第8回審議会にて最終的にどのような答申を出すかということについて審議したいということで。

ほんとうに次回が、この4つの問題については、諮問の1、2については答申を10日に出して、12日に市長に提出する予定だということです。諮問事項1、2についての答申ということになります。

ほかに何かご質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

では、本日も長い間ありがとうございました。これで終了させていただきます。

— 了 —